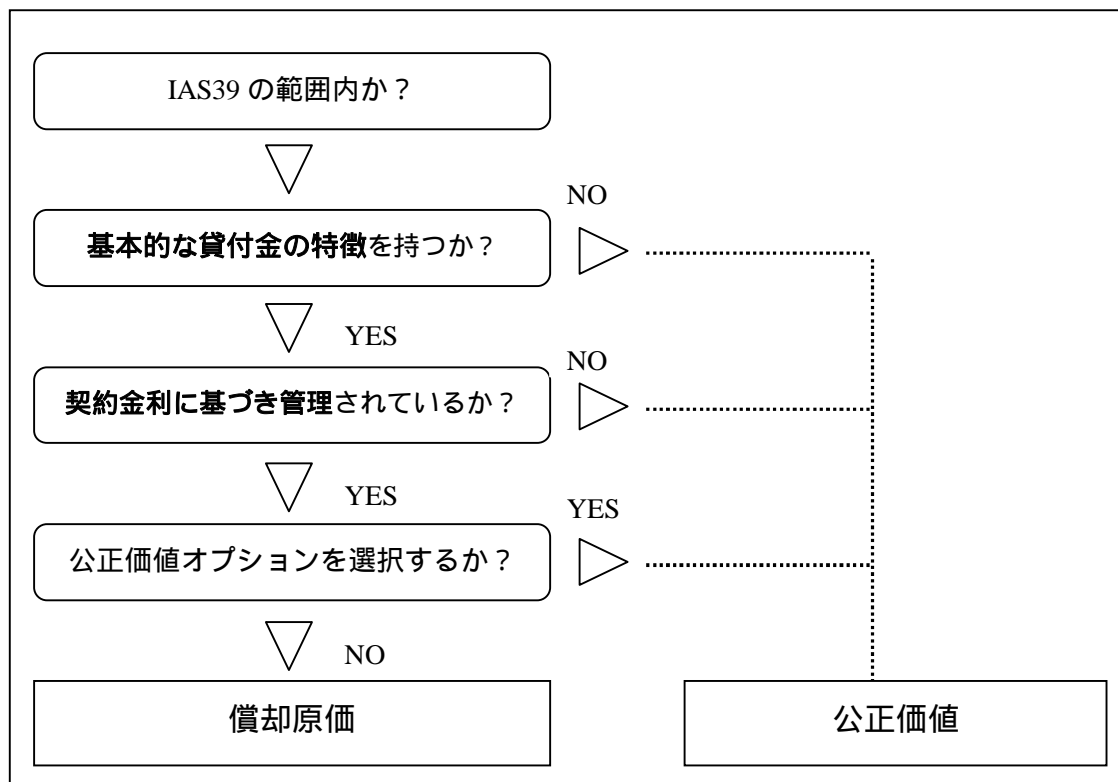


「金融商品：分類及び測定」(ED/2009/7) の概要

提案された分類アプローチ（質問 1 から 3、質問 7）

- ✓ 現在の 4 分類（トレーディング、満期保有、貸付金及び債権、売却可能）を、測定方法により 2 分類（公正価値、償却原価）に変更している。

測定方法決定のプロセス



- ✓ 公正価値測定される金融商品の評価差額は純損益又はその他の包括利益（OCI）に計上される。

評価差額の計上方法	対 象
純損益	下記以外の金融商品。
OCI	持分金融商品のうち、企業が取得時に任意に選択したもの（トレーディング目的以外）。

- ✓ 分類間の振替は禁止（公正価値と償却原価との間、公正価値内における純損益と OCI との間）される。
- ✓ 償却原価で測定される金融商品の売却損益は、包括利益計算書において区別して表

示される（ IAS1, para.82(ca) ）

**代替的アプローチ（質問 14 及び 15）**

前項の償却原価の対象の取り扱いとして、次の代替案とそのバリエーションについてもコメントが募集されている。

対 象	代替案		
	代替案 1	代替案 2	代替案 3
前項の償却原価の対象			
・ 貸付金及び債権 ・ 金融負債	償却原価 (a)は純損益 (b)は N/A	償却原価 (a)は純損益 (b)は N/A	公正価値 (a)は純損益 (b)は OCI
上記以外（市場性のあ る債券など）	公正価値 (a)は純損益 (b)は OCI	公正価値 (a)、(b)ともに純 損益で区分表示	公正価値 (a)は純損益 (b)は OCI

( a ) : 償却原価の変動と減損

( b ) : ( a ) 以外の公正価値の変動

**基本的な貸付金の特徴**

特定の日には元本と元本に対する金利の支払いキャッシュ・フローが発生する契約条件。

基本的な貸付金の特徴をもつものの例	基本的な貸付金の特徴をもたないものの例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金利キャップ付貸付金</li> <li>・ 期限前償還オプション付借入金<sup>1</sup></li> <li>・ 事前に定められた条件に基づき、信用リスクに連動して金利が変動する貸付金</li> <li>・ ウォーターフォール<sup>2</sup>の特徴を有する投資ビークル（ Structured Investment Vehicle ）の発行する最優先持分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レバレッジがきいているもの</li> <li>・ ウォーターフォールの特徴を有する投資ビークル（ Structured Investment Vehicle ）の発行する劣後持分<sup>3</sup></li> </ul>

<sup>1</sup> 借入人が期限前償還に伴う貸付人の経済的損失を補償する条項のあるものに限る。

<sup>2</sup> 契約等に基づく優先劣後の関係から元利金等の支払順序を定めるもの。

<sup>3</sup> 他の持分の信用補完をする可能性のあるもの。

**契約金利に基づいて管理されていること**

契約金利に基づいて管理されている例	契約金利に基づいて管理されていない例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決済期日まで保有する売掛金または買掛金</li> <li>・ 契約期間に受取る契約上の元利金に基づいて管理されている金融商品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレーディング目的で保有されている金融資産又は金融負債</li> <li>・ 発生している貸倒損失を反映した割引価格で取得された金融資産</li> </ul>

**OCI を通じて公正価値で測定される持分金融商品（質問 10 及び 11）**

- ✓ トレーディング目的でないもののうち、取得時にそのような選択をした持分金融商品を対象とする（事後的に変更不能）。
- ✓ 処分時その他の時点で純損益へのリサイクリングはない（減損もない）。
- ✓ 受取配当金は、OCI に表示される。

**相場価格のない持分金融商品（例：非上場株式）（質問 8 及び 9）**

原価評価ではなく、公正価値で評価しなければならない。

**組込デリバティブ（質問 4）**

- ✓ 混合契約の主契約が、IAS39 のスコープ内であれば、混合契約は全体として（分離されずに）、分類アプローチ（測定方法の決定プロセス（p.1））にしたがって分類される。
- ✓ 主契約が、IAS39 のスコープ外である場合の取扱いについては、今後のフェーズで検討される予定である。

**公正価値オプション（質問 5 及び 6）**

- ✓ 公正価値オプションを維持。償却原価測定に適格な金融商品について、当該オプションの利用により測定又は認識の不整合（会計上のミスマッチ）を消去又は著しく削減できる場合に、公正価値測定を選択できる。

- ✓ IAS39 は以下の場合にも公正価値測定を選択を容認していたが、公開草案ではこの取扱いは不要となった。
  - ・金融資産グループ等が、公正価値に基づいてその業績が評価され、かつ管理されている一定の場合 契約金利で管理されていないから、公正価値測定となる。
  - ・契約が一若しくはそれ以上の組込デリバティブを含む場合 組込デリバティブは混合契約と一体で会計処理されることとなったから。

### テイティング条項

- ✓ 満期保有の測定分類に係るテイティング条項は削除された。
- ✓ 償却原価で測定されている金融資産を満期前に売却した場合に、その他の金融資産を償却原価で測定し続けることは禁止されていない。

### 次のステップ

- ✓ 2009 年の年次財務報告に早期適用する場合に間に合うよう、本公開草案の提案を踏まえた新しい IFRS を開発する予定。
- ✓ 2009 年第 4 四半期に金融資産の減損及びヘッジ会計に関する公開草案を公表する予定。

### 発効日及び経過措置（質問 12 及び 13）

- ✓ 2012 年 1 月以前には強制適用されない予定だが、早期適用は容認される予定。
- ✓ 当初適用日に、契約金利に基づいて管理されているかどうかを評価する。

### 負債の測定における信用リスクとの関連

IASB ディスカッション・ペーパー「負債の測定における信用リスク」(2009 年 6 月公表) へのコメントは、本公開草案へのコメントと合わせて、本公開草案の提案を再検討し最終基準化するにあたって検討することを予定している。

（参考）FASB の動向

7月15日のボード会議で、次の暫定決定がされている<sup>4</sup>。

- ✓ すべての金融商品を公正価値で測定する。ただし一部の金融負債は例外的に、企業の選択によって償却原価で測定することが容認される。
- ✓ デリバティブ、持分金融商品並びに分離処理が求められる混合契約は、公正価値の変動を純損益に表示する。
- ✓ 上記3つ以外の金融商品は、企業の保有意図／ビジネスモデル及び当該金融商品のキャッシュ・フローの変動可能性に基づいて、公正価値の変動を純損益又はOCIに表示する。
- ✓ 公正価値の変動をOCIに表示する金融商品はBS上で、償却原価と、公正価値に至る調整額を表示する。
- ✓ すべての金融商品の利息及び配当は、引き続き純損益に表示する。
- ✓ 信用リスクに伴う減損及び売却又は決済による実現損益も、純損益に表示する。
- ✓ 当初認識時に決定した分類は、保有期間中に変更されない。

以上

---

<sup>4</sup> 参考：FASB のウェブサイト上の”Summary of Board Decisions”(July 15, 2009)